

ベルギーにおける権利保護保険に関する日弁連調査

回答者：Koen Geens

代議員、元法務大臣

2007年1月15日王令 (Royal Decree of 15 January 2007) 【租税公課法典第173条に定める保険取引に係る年税免除を受けるために必要な権利保護保険の契約上の条件について定める王令】 (以下「本王令」という。) では、9.25%の年間税額からの控除が定められ、2019年4月22日付法律 (Loi visant a rendre plus accessible l'assurance protection juridique 権利保護保険 (以下「本保険」という。) の利用促進のための法律) (以下「本法律」という。) によって、その定められた範囲より、保険料控除の対象範囲やその控除額が拡大したものと理解している。また、2007年4月21日本法律 (弁護士報酬補償) と2007年10月16日王令により、貴国での民事訴訟の費用は、敗訴者負担であり、本保険の実務に重要な影響を持つことにつき了解している。

以上を前提として、以下の質問にご回答いただければ幸いである。

[1] 本法律によって、本王令を改正することになった経緯及び理由についてお教えてください。この改正は弁護士会、保険協会等の団体からの要望に応えたものか。それとも政府主導でなされたものか。

1. 租税公課法典第173条に規定する保険取引に関する年税を免除するため、権利保護保険契約が満たすべき条件を定めた2007年1月15日の王令は、これまで改正されていない。2019年4月22日の本法律 (第25条) の採択により廃止されただけである。

本「制度」の変更により、司法へのアクセスを促進したいという政府の考えがあった。連立協定では「国民の大多数のニーズに応えるため、政府は、セカンドライン・アシスタンス'を受けることができない人びとのために、権利保護保険を推進する。」と規定されている。セカンドライン・アシスタンスの改革、セカンドライン・アシスタンス基金の設立を経て、この法律により、連立協定で検討された司法アクセスに関する全般的な改革が完了した。

政府は、2007年王令が期待したほどの成果を上げていないと判断した。その理由のひとつは、保険料の非課税枠が13ユーロとさほど高額でないこと (税制優遇措置は144ユーロの保険料の支払いに限定) にある。また、王令で規定する最大補償額 (補償範囲) は非常に低いため (最低5000ユーロ、離婚や家庭内紛争の場合は750ユーロ)、この種の保険契約は被保険者にとってあまりメリットがなかった。

[2] 本法律に関して、法案段階で、弁護士会、保険協会、その他の団体で、どのような意見や要望があったものか。また、どのような修正等の対応がなされたものか。

2. 3年続いた議論では、大臣は新法の起草にあたり、弁護士や保険会社の代表を招聘した。法案の調整については、何度もこの両専門家団体に説明し、交渉した。

弁護士と保険会社の利害は対等ではなく、相反するものであったことは言うまでもない。税額控除を受けるための契約内容の交渉で、弁護士らは、補償の上限を非常に高くし、待機期間を設けず、ほとんどの紛争（建築紛争など非常にコストのかかるものも）を補償対象とするよう要求した。一方、保険会社は、（最も高額な保険の一つである）権利保護保険の一定の収益性を保証したいと考えていた。この種の保険を「圧迫」しているのは、まさに弁護士や専門家の費用である。大抵の場合、保険会社は、高額すぎる弁護士に依頼するよりも、円満解決を図ったり、各社の「コネ」を通じて解決したりしようとする。

実施された措置については、添付の閣僚に提示された文書を参照のこと。

[3] 本法律によって、毎年の税の控除額が拡大したか。その場合に、税収が減ることに対して異論はなかったか。また税収が減ることの対応として何か財源上の手当を行ったか。例えば、権利保護保険の年税額控除に伴う税収の減額に伴い、法律扶助費用の予算を減額する等の対応がなされたか。

3. 制度が変更になった。保険税の免除ではなく、被保険者の税額控除（120ユーロ程度）が採択されたのは、この種の契約への加入を促すための認知度を高めることが目的である（つまり、加入者は保険料を支払い、確定申告で控除することができるようになる）。

減税によって、弁護士の費用を抑えようとする意図は確かにあった。このため、王令施行令とその付属書により、弁護士業務の種類ごとに上限額が定められている。保険会社は、最大補償額に達しない場合でも、付属書で定められた最大額までしか介入せず、これは、弁護士が料金を請求する際にその最大額を順守するかどうかとは無関係である。つまり、これらの金額を超えるものは、保険会社から支払われない。

[4] 本法律の施行後に、権利保護保険の普及は進んだか。また本法律の施行後に、従前、保険の対象となっていなかった分野について対象とされるなど、保険対象の拡大があったか。さらに本法律の影響により、顕著に拡大した権利保護保険の対象分野などがあれば教えてください。

[5] 本法律の下で保険会社が新たな権利保護保険を開発したことに伴い、被保険者、弁護士又は弁護士会との間で問題が発生していないか。問題が発生している場合は、具体的な内容と、政府や国会において何らかの対応について議論がなされたかを教えてください。

4. 保険会社や弁護士からのデータはないが、この時点で、貴会はすでにベルギー保険協会（Assuralia）に連絡していたと思われる。

「保険適用の拡大」について：適用が拡大された。

- 個人生活および職業生活に関連するすべての紛争（厳密な意味での労働法に限定、すなわち雇用契約、公務員または公務員に準ずる地位に関する紛争 [自営業者の社会的地位に関する紛争を含む]）。
- 補償の上限の引き上げにより、民事分野では紛争 1 件あたり最低 13,000 ユーロ（従来は 5,000 ユーロ）、刑事分野では紛争 1 件あたり最低 13,500 ユーロとなり、離婚に関する紛争の場合、被保険者 1 人および請求あたり 3,375 ユーロ（+ 750 ユーロ）、建設に関する契約上の紛争（以前は除外）、雇用契約に関する紛争（以前は除外）、自営業者の社会的地位に関する紛争を含む公務員または公務員に準じる地位に関する紛争については 6,750 ユーロへ引き下げる可能性あり。ベルギー保険協会は次のように認めている。「はい。保険会社によっては、法律で定められた最低補償額よりも大きな補償をすところもあった。保険会社によっては、すでに大きな補償額になっているところもあった（離婚や建設など）。」

[6] 権利保護保険の普及のために年税額控除という方法以外にも、政府主導で何か具体的な取組がなされておれば、それを教えてください。

[7] 日本でもベルギーと同様に弁護士費用保険がある。弁護士費用保険を国民に広く普及させる方法として、保険料の税額控除の日本での導入を検討することにつき、ベルギーでの法改正をなされた経験も踏まえて、日本へメッセージを頂ければ幸いである。

法律専門家と保険会社双方の粘り強い協議があつてこそ、このような結果が得られたのだと考えている。したがって、両専門家団体が交渉に密接に関与して、この法律の最終目的（司法へのアクセスを促すこと）の認知度を高めることが不可欠である。

この制度は、（利害の面で）バランスが取れていれば、報酬が保証される弁護士、保険料の一部を控除できる被保険者、多くの人が加入すれば儲かる保険会社など、誰にとってもメリットがあるものである。司法へのアクセスの改善は、一部が公的資金（国家財政）に依存し、大部分が被保険者数によって支払われる保険料に依存する、混合型の資金調達の本質により担保されている。

¹引用元 [Pro Bono - Wikipedia, the free encyclopedia](#)

ベルギー憲法によれば、すべての人は法律援助を受ける権利を有する(憲法第 23 条第 3 項 2 号)。裁判法典 (Code Juridiciaire) は、無料の法律援助 (assistance juridique) (裁判法典第 508/1 条~第 508/25 条)と無料の法律扶助 (assistance judiciaire) (裁判法典第 664 条~第 699 条)を区別している。

無料の法律援助は、ファーストライン・アシスタンスとセカンドライン・アシスタンスに分かれ、ファーストライン・アシスタンスは、実務情報、法律情報、初期的法律アドバイス、または専門機関または組織への紹介の形で提供されるものを意味する(裁判法典第 508/1 条 1°)のに対し、セカンドライン・アシスタンスは、手続上のことか、裁判の援助かにかかわらず、詳細な法律アドバイス又は援助の形で自然人に対して提供されるものを意味する(裁判法典第 508/1 条 2°)。セカンドライン・アシスタンスは、十分な収入を得ていない者に対しては、一部又は全額無料で提供することができる(裁判法典第 508/13 条)。

日弁連を代表して行われた質問（ベルギー保険協会からの回答）

2007年1月15日王令（Royal Decree of 15 January 2007）【租税公課法典第173条に定める保険取引に係る年税免除を受けるために必要な権利保護保険の契約上の条件について定める王令】（以下「本王令」という。）では、9.25%の年間税額からの控除が定められ、2019年4月22日付法律（Loi visant a rendre plus accessible l'assurance protection juridique 権利保護保険（以下「本保険」という。）の利用促進のための法律）（以下「本法律」という。）によって、その定められた範囲より、保険料控除の対象範囲やその控除額が拡大したものと理解している。また、2007年4月21日法（弁護士報酬回復）と2007年10月16日王令により、貴国での民事訴訟の費用は、敗訴者負担であり、本保険の実務に重要な影響を持つことにつき了解している。

それを前提として、以下の質問にご回答いただければ幸いである。

- ① 本王令によって権利保護保険の保険料の税額控除が認められた経緯についてご教示頂けないか。それは民事訴訟の費用について、敗訴者負担制度を導入したことが影響したのか。
 - ⇒ 国民による権利保護保険への加入を促すことが目的でした。敗訴者負担制度は、権利保護保険の保険料の税額控除に関し影響を及ぼしませんでした。
- ② 本法律によって、本王令で定められた範囲よりも、保険料控除の対象範囲や、その控除額が拡大した点につき、保険業界から政府に要望を行ったのか。それとも政府の主導的な政策で、本法律の制定が行われたものか。
 - ⇒ はい、法務大臣の主導で制定されました。
- ③ 本法律の法案段階で、保険業界において内容の修正等の要望を提出したものであれば、その内容となぜそのような修正等の要望を行ったのか、また修正等の要望は結論として本法律に反映されたか、教えてください。
 - ⇒ 公表された文書は、法務大臣と保険会社と弁護士会との間で当時行われたやり取りの結果です。
- ④ 本法律の法案段階で、本法律において保険料の税額控除が認められても、保険会社において、保険料の増額を行い、保険契約者は従前と同様の保険料負担となり、本法律の効果は意味がなくなるという批判があったようであるが、実際にその批判への対応や、その後の状況はどうであったのか教えてください。
 - ⇒ 保険会社は補償範囲を拡大しました。保険料が引き上げられるが税額控除が伴われる、というのが一般的です。拡大された補償範囲に対して同額またはほぼ同額を支払った顧客にとって、これは重要なことではありません。

⑤ 本法律によれば、税額控除の範囲は、上限を 195 ユーロとし、保険料の 40 パーセント相当額を範囲となっているようである（同法 15 条）。税控除の要件として、権利保護保険の最低保証額は、民事上の紛争につき 13,000 ユーロ、刑事上の紛争につき 13,500 ユーロとなっているようである（同法 8 条 3 項）。そして、離婚に関する紛争の場合については被保険者一人当たり 3,375 ユーロ、建築紛争については 6,750 ユーロの最低保証を提供しなければならないとされている（同法 8 条 3 項 1 号 2 号）。このことを前提として、権利保護保険の保険料や補償金額（保険金額）はどの程度が一般的であるか教えてください。また権利保護保険で実際に係る訴訟費用の何割程度が補償されるのが一般的であるか教えてください。

⇒ 残念ながら、この情報はありません。各保険会社が、異なる保険料率や商品を使用しています。

⑥ 本法律の施行後に、実際に、権利保護保険の普及は進んだか。権利保護保険の保険料総額は、統計上毎年増加しているが、加入件数も増加しているものか。現在、各家庭あたりの権利保護保険の普及率は何パーセントで、本法律の施行後に、その普及率に違いは生じているか。

⇒ 補償範囲が拡大された契約は既に存在していましたが、新規契約でも補償範囲が拡大されています。このため、具体的なパーセンテージは分かりません。補償範囲の広い権利保護保険に加入している世帯＝10%～11%。2020 年の税額控除を伴う契約件数（新規または適合後の契約）：75,000 件前後。

⑦ 本法律の施行後に、従前、保険の対象となっていなかった分野について対象とされるなど、保険対象の拡大があったか。またこの本法律の影響により、顕著に拡大した権利保護保険の対象分野などがあれば教えてください。

⇒ はい。一部の保険会社は、法律で定義された最低補償範囲よりも広く拡大しました。保険会社の中には、（例えば、離婚や建設に関し）補償範囲を既に拡大していたところもありました。

⑧ 本法律の下で保険会社が新たな権利保護保険商品を開発したことに伴い、被保険者、弁護士又は弁護士会との間で問題が発生していないか。問題が発生している場合は、具体的な内容と、この問題に関する保険業界の見解を教えてください。

⇒ いいえ。紛争に関する情報はありません。

⑨ 本法律は、貴会及び各地域の弁護士会の要望を受け、2 年後に見直す予定であるとのことであるが、既に具体的な要望が出されているのであれば、その内容や要望が出された理由等を教えてください。

⇒ 第 23 条は、見直しというよりは評価について規定しています。最初は 2021 年 9 月でしたが、この評価を行う必要はありませんでした。その必要はなかったのです。フランス語系ベルギー保険協会（Assuralia）および弁護士会にとって、この期間は、評価を行うには短すぎました。

⑩ 2013 年に訪問調査に伺った際に教えていただいた、保険協会と 2 弁護士連合会との権利保護保険に関する覚え書き（Protocole d' accord entre les assureurs de protection juridique affiliés a Assuralia, l' O.V.B et l' O.B.F.G）（2012 年 1 月 1 日施行）の内容につき、重要な変更事項はあるか。変更事項があれば、その内容やなぜそのような変更が生じたのか、その理由を教えてください。

⇒ 今のところ変更はありません。

⑪ 2013 年に訪問調査に伺って以降、権利保護保険に関する合同委員会で、特に重要と思われるような紛争事案は生じているか。そのような紛争事案があれば、その内容及びそれに向けた解決方法についてどのような協議等がなされたか教えてください。

⇒ いいえ。合同委員会では、重要性の高い紛争事案は生じていません。

フラマン語系ベルギー弁護士連合会（OVB）からの回答

2007年1月15日王令（Royal Decree of 15 January 2007）【租税公課法典第173条に定める保険取引に係る年税免除を受けるために必要な権利保護保険の契約上の条件について定める王令】（以下「本王令」という。）では、**9.25%の年間税額からの控除**が定められ、2019年4月22日付法律（Loi visant a rendre plus accessible l'assurance protection juridique 権利保護保険（以下「本保険」という。）の利用促進のための法律）（以下「本法律」という。）によって、**その定められた範囲より**、保険料控除の対象範囲やその控除額が拡大したものと理解している。また、2007年4月21日法律（弁護士報酬補償）と2007年10月16日王令により、貴国での民事訴訟の費用は、**敗訴者負担であり、本保険の実務に重要な影響を持つこと**につき了解している。

以上を前提として、以下の質問にご回答いただければ幸いです。

- ① 本王令によって権利保護保険の保険料の税額控除が認められた経緯についてご教示ください。それは民事訴訟の費用についての敗訴者負担制度を導入したことが影響しましたか。

【①回答】この本王令の目的は、そのタイトルが示すように、税法第173条に規定される保険取引の年税が免除されるために、権利保護保険契約が満たすべき条件を定めることです。

本王令は、市販のすべての権利保護保険契約の内容を規制しようとするものではなく、144ユーロ以下の保険料で国民に提供され、かつ司法アクセスの改善に必要と考えられる補償を含む権利保護保険契約の内容を規定するものです。

「敗訴者負担」ルールについては、2016年3月24日の判決（C.15.0136）において、最高裁判所が、権利保護保険は損害保険であり、よって、厳格に実際の損害ベースのものであると判示しました。その結果、この保険は、紛争に関連して被保険者が負担した弁護費用を補償するものであり、被保険者が実際に支払った金額以上のものを受け取る可能性はないものとなりました。

最高裁判所の判断では、被保険者は、弁護費用を負担することによって生じる損害の額を上限として権利保護保険会社から補償される限り、同項目をカバーすることを目的とする手続補償を受けることはできないとされます。したがって、これ（手続補償の相当額）は、権利保護保険会社に支払われなければなりません。いわゆる手続補償とは、勝訴当事者が訴訟に関して負担した弁護士費用の補償として、勝訴当事者に支払われることを裁判所が認める一時払い金です。一時払い金の金額は、本王令に基づいて決定され、紛争額に比例します。訴訟費用全額は、原則として、回収できません。

最高裁判所の判決理由から、権利保護保険会社は、弁護士費用明細の総額から、裁判官によって被保険者に認められた手続補償の金額を控除する権利があることが導かれます。

この判決以前にも、Assuralia（フランス語系ベルギー保険協会）に加盟する権利保護保険会社、OVB（フラマン語系ベルギー弁護士連合会）及びOBFG（フランス語系・ドイツ語系弁護士会連合会）間の覚書の第2条第2項第5号は、「弁護士は、相手方当事者から支払いを受けた場合、保険会社に対して、保険会社が前払いした費用を払い戻すか、あるいは、弁護士の費用計算書からそれらを控除しなければならない」と定めていました。

よって、このルールは、ベルギーの最高裁判所の現在の判例法においても確認されたものとなりました。

- ② 本法律によって、本保険に係る保険料の対象範囲や控除額が拡大したことにつき、貴弁護士会では、何らかの推進や働きかけを行いましたか。

【②回答】2019年4月22日の法律（本法律）は、特に、保険対象リスク、最低補償額及び待機期間などに関連して、**一定の最低条件を満たす権利保護保険契約について支払われた保険料の税額免除**を規定しています。

建築紛争や離婚訴訟も、最大補償額に関する条件が異なるものの、補償の対象となります。

保険料の一部（約125ユーロ）の税額控除を導入することで、保険契約の締結を魅力的なものにしています。

保険会社の最大補償額は、民事紛争では1事件につき13,000ユーロ、刑事事件では1事件につき13,500ユーロを下回することはできません。例外は、建築紛争と離婚事件です。これらについては、1事件あたり最大補償額がそれぞれ6,750ユーロ、3,375ユーロに引き下げられています。

この補償には、特に弁護士の費用や報酬が含まれます。保険会社は、本王令で定められた金額を上限として、これらの費用を弁護士に支払います。この金額を超える分は、依頼人が負担しなければなりません。しかし、弁護士は、弁護士費用や報酬を、本王令で定められたサービスごとの金額に設定すると取り決めることを選択できます。但し、弁護士は、クライアントと権利保護保険会社に通知する必要があります。この取り決めは、事件毎に適用されます。

税額控除と保険範囲についてはOVBも支持していましたが、最終的にOVBはこの議論において公式な立場をとることを控えました。OVBは、本王令によって決定された回収可能な報酬額が、保険でカバーされていない案件についても、市場の基準となること、あるいはなる可能性を懸念していました。多くの弁護士は、回収可能な報酬額の

定量化により弁護士料の引き下げ圧力が生じる危険性を感じていました。さらに、そのような圧力が弁護士によるサービスの質に悪影響を及ぼすことも懸念されました。

- ③ 本法律について、法案段階で、貴弁護士会が、内容について修正案を提出したことがあったら、その内容と修正等の要望理由をご説明いただけませんか。また修正等の要望は最終的に本法律に反映されましたか。

【③回答】 OVB は当時、税額控除が市民の権利主張のインセンティブとなり、その結果、司法アクセスが強化されることへの期待を表明していました。OVB の広報担当者は、弁護士会のウェブサイト上で、「近年、弁護士費用が非常に高騰したため、人々が訴訟を提起するのを躊躇してしまうことがよくあります。弁護士費用にかかる付加価値税もその一端を担っています。今後、消費者は、新しくなった権利保護保険を通じて、費用（の一部）を保険で賄うことができます。新しい権利保護保険は、セカンド・ライン・アシスタンスⁱ（=pro deo：プロボノ）が認められない訴訟当事者の司法アクセス向上に大きく貢献することができます。」と述べていました。

OVB からは、法案に関する修正要請を行っていません。

- ④ 本法律の施行により、保険会社が新たな権利保護保険商品を開発していますか。あるいは、貴弁護士会は保険会社が新商品を開発するように働きかけていますか。

【④回答】 最新のマーケット情報は有しておりませんが、本法律をモデルにした保険が販売されていることは間違いありません。しかし、OVB は、それらの保険を積極的に宣伝はしていません。なぜなら、この保険は、OVB のミッション・ステートメントの一部ではなく、また、保険市場が厳しく規制されている点を鑑みると、規制上の問題を追加的に引き起こす可能性があるためです。

【④追加質問への回答】 ご指摘の規制上の問題ですが、仮に OVB が保険契約を推進した場合、保険市場における仲介業者とみなされ、ベルギーの金融サービス・金融市場庁（FSMA）などの規制当局による規制遵守規則やコントロールの対象となる可能性があることを懸念しています。独立した法律専門職の自主規制団体である OVB は、そのような監督は容認できないと考え、そのような管理を誘発するような事態を引き起こさないよう慎重を期しています。とはいえ、公正に言って、OVB は、いかなる状況下でも保険契約から手数料を徴収することがないことから、保険仲介業者とみなされる可能性は比較的低いと考えていますが、それでもこの問題についてはかなり保守的な見解を採っています。

- ⑤ 本法律の施行により、本保険の販売や利用が拡大しましたか。貴弁護士会ではその認識がありますか。

【⑤回答】 上記④の回答参照。

- ⑥ 貴弁護士会が認識されている範囲で、本法律の施行前後で、本保険に関連して紛争点に変化が生じたなど、何らかの変化はありましたか。例えば、本法律に関連して、被保険者（及び/又はその弁護士）と保険会社との間で生じる問題点につき、貴弁護士会では認識されていますか。

【⑥回答】 権利保護保険に関する合同委員会が、（保険に関する Assuralia との合意（Protocole d'accord entre les assureurs de protection juridique affiliés a Assuralia, l'O.V.B et l'B.F.G）に従い）OVB内に設立されました。これは、弁護士のための紛争解決ツールとして存在しますが、（直接）訴訟当事者のためのものではありません。同委員会は、多くの弁護士が、保険会社との長期の紛争や議論を解決するのに一役買うことができます。

同委員会は、弁護士2名と権利保護保険会社の代表者2名の計4名からなる2つのパネルで構成されており、実際には二つの委員会です。各パネルは、弁護士のうちの1人が議長を務めます。

2つのパネルとは、料金パネルと問合せパネルです。

- 2016-2017年：35件の紛争が同委員会によって処理されました。
- 2017-2018年：37件の紛争が同委員会によって処理されました。
- 2018-2019年：34件の紛争が同委員会によって処理されました。
- 2019-2020年：26件の紛争が同委員会によって処理されました。

2019-2020年は本法律施行初年度でしたが、コロナ禍でもあり、暫定的な印象としては、同法の施行が弁護士と保険会社との間の紛争件数に大きな影響を及ぼしていないように思われます。この印象が実際に確認されるかどうかは今後の課題です。

- ⑦ 本法律は、各地域の弁護士会及びベルギー保険協会の要望を受け、2年毎に見直す予定であるとのことであるが、具体的な要望が出ておれば、その要望の内容や理由等を教えてください。

【⑦回答】 本法律を「2年ごとに見直す」という要請は、実際には、本法律第23条に規定されているように、2年ごとに評価報告書を発行することを意味しています。しかし、これまでのところ、一般的な評価報告書は作成されていません。

- ⑧ 本保険に係る重要な紛争事案について、教えてください。特に、弁護士選任の自由に関する O.B.F.G.と Ministerraad (ベルギー閣僚会議) との間の、2020 年 5 月 14 日付の「ARRET DE LA COUR (troisième chambre) (裁判所判決)」や、O.B.F.G.と ARAG 社との間で、同社の保険商品「Legal U3」の宣伝・販売が弁護士選択の自由の原則を侵害しており違法と判断された 2020 年 3 月 11 日付の「Jugement du Tribunal de l'entreprise francophone de Bruxelles (ブリュッセルフランス語圏企業裁判所)」の判決、並びにこれらの判決の影響などを教えてください。

【⑧回答】

A. 2020 年 5 月 14 日付の司法裁判所の判決 -

憲法裁判所は、権利保護保険に関する、2017 年 4 月 9 日付法律 (2014 年 4 月 4 日付法律第 156 条の改正法) の無効確認請求について、2020 年 10 月 22 日に判決を下しました。

2017 年 4 月 9 日付法律による 2014 年 4 月 4 日付法律第 156 条 1 号の改正は、以下の 2 つの側面を有しています。

- 弁護士選択の自由の原則は、司法または行政手続が必要な場合、および仲裁手続が必要な場合に適用されます。

- 仲裁、調停またはその他の認められた代替的紛争解決手続の場合、被保険者は、「この目的のために指名された有資格者」を自由に選ぶことが保証されています。これは、調停人や仲裁人などの手続遂行者のことで、

紛争の対象となっている法律は、権利保護保険について、調停手続における弁護士選択の自由を保障していないと批判されています。

憲法第 10 条及び第 11 条ⁱⁱは、普遍的な内容を定めています。これらの条項は、その起源が何であれ、あらゆる差別を禁止しており、平等と非差別の原則は、ベルギーに適用される国際条約に起因するものを含み、すべての権利と自由に適用されるものです。

本件では、保険及び再保険の事業の開始及び運営に関する 2009 年 11 月 25 日付 EC 指令 2009/138 の第 201 条 1 項ⁱⁱⁱの特別の検討が必要でした。

2018 年 10 月 11 日付第 136/2018 号判決で、裁判所は、EC 指令 2009/138 の第 201 条第 1 項 (a) で言及されている「裁判上の手続」の概念が、ベルギー司法手続法第 1723 条第 1 項から第 1737 条までに規定されているように、裁判外および裁判上の調停手続を含むかどうかを判断するために、EU 司法裁判所に予備判断を求めました。これは OVB と OBFGE によりなされたものです。

2020 年 5 月 14 日付 EU 司法裁判所の判決では、司法手続法第 1723 条第 1 項から第 1737 条までの規定が、認定調停人による裁判上または裁判外調停手続における、被保険者の弁護士選択の自由を奪うと解釈されるなら、問題となっている法律の第 156 条 1 号は、EC 指令 2009/138 の第 201 条 1 項 (a) と関連させて理解すると憲法 10 条

および第 11 条に違反するとしています。

認定調停人による裁判上調停および裁判外調停は、「手続きの開始時か終了後かにかかわらず、裁判所が関与する、または関与する可能性のある」手続きとなります。

2014 年 4 月 4 日付法律第 156 条第 1 号は、「裁判上の手続」という用語が、司法手続法第 1723 条第 1 項から第 1737 条までに規定されているように、認定調停人による裁判上の調停または裁判外の調停手続も対象とするという意味に解釈されなければなりません。

この解釈では、このような調停手続が行われる場合には、必ず弁護士選択の自由が保障されることとなります。

結論として、2020 年 5 月 14 日付判決で、司法裁判所は、指令が追求する目的の 1 つ（即ち、保険契約者の利益を広範に保護すること）を考慮して、**弁護士選択の自由の原則は、普遍的な内容と拘束的価値を有すると再び判断しました。**

B. 2021 年 3 月 1 日付のブリュッセル控訴裁判所（ブリュッセル企業裁判所の 2020 年 3 月 11 日付判決に対する控訴）。

2021 年 3 月 1 日付ブリュッセル控訴裁判所の判決（これは、ブリュッセル企業裁判所の 2020 年 3 月 11 日付判決の控訴である）は、権利保護保険の文脈における弁護士選択の自由の原則の範囲を定めるものです。

既述の通り、2019 年 4 月 22 日付本法律では、最低要件を満たす権利保護保険に加入した契約者は、減税の恩恵を受けることができます。

本件は、2019 年 4 月 22 日付法律の要件を満たすが、2019 年 6 月 28 日付王令で定める基準に弁護士料を制限することに同意する弁護士を被保険者が選択した場合に限り、二重の経済的メリット（介入上限がかなり高額で、責任の制限がない）を付与する内容の保険商品に関するものです。

控訴裁判所は、EU 司法裁判所の判例法を適用しましたが、この判例法では、過去に、被保険者の（弁護士）選択の自由を現実の自由とすることを条件として、弁護士の選択が地理的制限の対象となり得ること（即ち、管轄裁判所所在地と弁護士事務所間の距離に関連する費用を被保険者が弁済しないこと）を認めました（2011 年 5 月 26 日、Stark, C-293/10, EU:C:2011:355）。

控訴裁判所は、本件において、弁護士の選択が、2019 年 6 月 28 日付王令で定められた基準を報酬に適用するか否かに基づいて、保険会社が補償内容に差異を設けることにより、依頼者の選択が最初から実際に影響を受けていたと判断しました。即ち、「王令で定められた基準を報酬に適用する弁護士を選択した被保険者に対して経済的メリットを与えることにより、保険会社は明らかにこのカテゴリーに入る弁護士を選ぶよう誘導している（中略）これらの経済的メリットを与えることは、当然に、被保険者を代理する弁護士選択の自由に影響を与えている」のです。

控訴裁判所の判断では、従って被保険者の選択の自由はもはや完全でなく、客観的な基準ではなく、被保険者を特定のカテゴリーの弁護士に誘導したいという保険会社の願望によって制限されているものです。よって、控訴裁判所は、本保険商品が弁護士選択の自由の原則を侵害すると判断し、その販売の中止を命じた第一審判決を支持しました。

- ⑨ *Assuralia* との間の本保険に係る合意 (*Protocole d'accord entre les assureurs de protection juridique affilies a Assuralia, l'O.V.B et l'O.B.F.G*) が、2012年1月1日に発効していると理解していますが、その概要とその後の変更などを教えてください。

【⑨回答】こちらのリンクからご覧ください(テキストはオランダ語のみで、フランス語版もあります)。

Protocolakkoord tussen de bij Assuralia aangesloten rechtsbijstandsverzekeraars, de OVB en de OBF

https://www.assuralia.be/images/docs/werking-verzekering_fonctionnement-assurance/Protocol_NL_2011.pdf

- ⑩ 貴弁護士会において、本保険は、どのような委員会又は部局が担当し、どの程度関与しているのかを教えてください。

【⑩回答】OVBは、様々な分野の法律に関する委員会で構成されております。

これらの委員会は、その分野の専門弁護士で構成され、理事会メンバーが委員長です。「保険」委員会は、保険に関する事項/問題を扱い、理事会とOVBのゼネラルマネージャーが、OVBまたは弁護士会会員の利益となる保険協定について保険会社と交渉します。

既に述べた通り、2011年以降、弁護士と権利保護保険会社の紛争解決手段として、権利保護保険に関する二つの合同委員会が存在します。

ⁱ 引用元 [Pro Bono - Wikipedia, the free encyclopedia](#)

ベルギー憲法によれば、すべての人は法律援助を受ける権利を有する(憲法第23条第3項2号)。裁判法典(Code Juridiciaire)は、無料の法律援助(assistance juridique)(裁判法典第508/1条~第508/25条)と無料の法律扶助(assistance judiciaire)(裁判法典第664条~第699条)を区別している。

無料の法律援助は、ファーストライン・アシスタンスとセカンドライン・アシスタンスに分かれ、ファーストライン・アシスタンスは、実務情報、法律情報、初期的法律アドバイス、または専門機関または組織への紹介の形で提供されるものを意味する(裁判法典第

508/1 条 1°)のに対し、セカンドライン・アシスタンスは、手続上のことか、裁判の援助かにかかわらず、詳細な法律アドバイス又は援助の形で自然人に対して提供されるものを意味する(裁判法典第 508/1 条 2°)。セカンドライン・アシスタンスは、十分な収入を得ていない者に対しては、一部又は全額無料で提供することができる(裁判法典第 508/13 条)。

ii 引用元 [GrondwetUK.pdf \(dekamer.be\)](#)

Article 10

No class distinctions exist in the State. Belgians are equal before the law; they alone are eligible for civil and military service, but for the exceptions that can be created by a law for particular cases. Equality between women and men is guaranteed.

Article 11

Enjoyment of the rights and freedoms recognised for Belgians must be provided without discrimination. To this end, laws and federate laws guarantee among others the rights and freedoms of ideological and philosophical minorities.

iii 引用元 [Directive 2009/138/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 on the taking-up and pursuit of the business of Insurance and Reinsurance \(Solvency II\) \(europa.eu\)](#)

Article 201 Free choice of lawyer

1. Any contract of legal expenses insurance shall expressly provide that:

(a) where recourse is had to a lawyer or other person appropriately qualified according to national law in order to defend, represent or serve the interests of the insured person in any inquiry or proceedings, that insured person shall be free to choose such lawyer or other person;

(b) the insured persons shall be free to choose a lawyer or, where they so prefer and to the extent that national law so permits, any other appropriately qualified person, to serve their interests whenever a conflict of interests arises.

2. For the purposes of this Section 'lawyer' means any person entitled to pursue his professional activities under one of the denominations laid down in Council Directive 77/249/EEC of 22 March 1977 to facilitate the effective exercise by lawyers of freedom to provide services

Article 202 Exception to the free choice of lawyer

1. Member States may provide for exemption from Article 201(1) for legal expenses insurance if all the following conditions are met:

(a) the insurance is limited to cases arising from the use of road vehicles in the territory of the Member State concerned;

(b) the insurance is connected to a contract to provide assistance in the event of accident

or breakdown involving a road vehicle;

(c) neither the legal expenses insurance undertaking nor the assistance insurer carries out any class of liability insurance;

(d) measures are taken so that the legal counsel and representation of each of the parties to a dispute is effected by wholly independent lawyers where those parties are insured for legal expenses by the same insurance undertaking.

2. An exemption granted pursuant to paragraph 1 shall not affect the application of Article 200.

2007年1月15日 - 租税公課法典第173条に定める保険取引に係る年税免除を受けるために必要な権利保護保険の契約上の条件について定める王令

国王への報告

陛下、

本王令の目的は、その名称が示すとおり、租税公課法典第175-1条に定める保険取引に係る年税免除を受けるために必要な権利保護保険の契約上の条件を定めることです。

すなわちこの王令は、あらゆる権利保護保険に求められる契約上の最低補償条件について定める権利保護保険契約のひな型を示すものではなく、権利保護保険の保険契約者が前記税制優遇を受けるために必要な契約上の条件のみを表明するものです。この契約には144ユーロを上限とする保険料の支払いをもって加入することができます。なお契約が追加的補償内容を含む場合には保険料がこれより高くなる場合がありますが、その場合も税制優遇の対象はこの144ユーロが限度となります。

この意味で本王令は、私生活に関する契約外民事責任をカバーする保険契約の最低補償条件について定める1984年1月12日付王令（1984年1月31日付ベルギー王国官報）、または強制自動車責任保険契約のひな型に関する1992年12月14日付王令（1993年12月3日付ベルギー王国官報）と明確に区別されます。

これらの王令との違いは、本王令の目的が、（前者とは異なり）市場で提案されているあらゆる権利保護保険契約の内容を規制することではなく、司法へのアクセス改善に必要と判断される補償を含みかつ最大144ユーロの保険料で一般市民向けに提案可能な権利保護保険契約の内容を定めることである、という点からも明らかです(1)。

もちろん、権利保護保険契約書の正当なひな型を作成すること自体は不可能ではありません。しかし本王令が抱える制約（とりわけ144ユーロという金額で可能な限り完全な補償を提示するという政府の意図）を考慮すると、この種の契約書ひな型を作成することは困難です。本王令であらゆる権利保護保険に求められる契約上の条件を網羅した契約書ひな型を定めてしまうと、例えば自動車の使用に関する契約例のように、限定的な内容の権利保護保険契約の締結を妨げることになるものと思われ、もとよりこのような状況は望ましくありません。

よってこうした背景に鑑み、本王令では、司法へのアクセス改善を目指し政府が加入を促す権利保護保険契約の内容を明記するにとどめています。

保険事故の定義、補償可能期間、弁護士選択の自由、係争前段階における保険者による事務管理の権利などの問題については、ここでは取り上げないこととします。事実、本王令が掲げる目的は、その採用により権利保護保険を巡る実務上の法的な諸問題をすべて解決することではありません。結局のところ、権利保護保険を対象とする陸上保険契約に関する1992年6月25日付法律の条項を、王令の枠組みにおいて改正することは不可能です。

国務院の答申に応え、本王令第2条では、「ベルギーに所在するリスク」の定義にあたり当初予定していた保険会社の管理に関する1975年7月9日付法律第2条第6項第8号a)ではなく、租税公課法典第173条を参照することとしました。

一方、第4条に変更はありません。事実この条項により、免税の恩恵を受けるには租税公課法典第173条の枠組みの中で課税対象となり得る保険取引とそれ自体無関係のリスクについても補償の対象としてカバーすることが求められますが、これにより平等の原則が損なわれることはありません。本王令第4条では、「オランダ、ドイツ、ルクセンブルク大公国およびフランスの裁判機関の管轄となる（または管轄となる可能性のある）係争」についても保険の補償対象とすべきである旨明記しつつ、前記租税公課法典第173条に記載の年税免除を受けるために保険契約が盛り込むべき最低限の補償について定義するにとどめています。

第5条については、国務院の要請に沿って明確化しました。

Assuralia と各共同体弁護士会との間には協定が交わされており、これにより被保険者による弁護士への直接付託に関する問題および弁護士の費用・謝礼金に関する問題については既に解決されています。権利保護保険契約の補償内容に関する問題について異議が生じた場合、両当事者は双方が合意すれば、協定に基づき設置される権利保護混成委員会に裁定を委ねることができ、弁護士および権利保護保険者の要請を受け、双方の間に継続するあらゆる係争に対し裁定が下されます。

この協定の延長として、本王令では共同体弁護士会2団体および保険会社業界連合Assuraliaの双方が、国、保険会社および弁護士による本王令の実質的な適用状況に関する評価を行う旨定めている。事実、この評価作業は上記各団体が指定する（または場合により上記各団体により構成される）専門同数機関（例えば混成委員会など）に委託することが適切であるように思われます。ただし国務院の答申に従うならば、これは厳密な意味でもはや義務ではなくなっている。こうしたことを踏まえ、弁護士会およびAssuraliaがいずれか一方の主導でこの年次報告書を作成し、各担当大臣に提出するよう定めています。

なお重要な点として、この年次報告書には独立した項目を設け、ここに国民の権利行使および司法へのアクセス改善に関する提案および提言を記載する必要がある旨申し添えます。

国王陛下、

敬意と忠義に厚い奉仕者として

法務大臣

L. ONKELINX

財務大臣

D. REYNDERS

予算・消費保護大臣

F. VAN DEN BOSSCHE

経済大臣

M. VERWILGHEN

註

(1) 本王令は、権利保護保険に関する 1990 年 10 月 12 日付王令(11 月 8 日付ベルギー王国官報)とも区別される。後者は権利保護保険に関する法律、規則および行政規定の各条項の調整に関する 1987 年 6 月 22 日付指令第 87/344/EC 号をベルギー国内法化するもので、その目的は主に利益相反問題の解決に限定される。

2007 年 1 月 9 日付国務院立法部答申第 42.053/2 号

国務院立法部第二法廷は、2007 年 1 月 3 日、「租税公課法典第 175-1 条に定める保険取引に係る年税免除を受けるために必要な権利保護保険の契約上の条件について定める」王令案に対し 5 営業日以内に答申をまとめるよう副首相および法務大臣から付託を受け、以下の答申を行った。

国務院に関する調整法第 84 条第 1 項第 1 段第 2 号(1996 年 8 月 4 日付法律に基づき挿入、2003 年 4 月 2 日付法律に置き換え)に従い、諮問には緊急性を証明する事由を特に記載しなければならない。

書簡の内容は以下のとおりである。

「緊急性の理由として、本王令が、司法へのアクセスおよび権利保護保険契約に関する 2007 年度非公開予算会議の決定の法的基盤となる計画法 (loi-programme) (I) (1)の 1 条項を施行するものである、という事実が示されている。

閣議では当初 2006 年 6 月 2 日に、国民の権利保護保険契約への加入を奨励し、もって司法へのアクセス容易化を目指す方針覚書が承認された。

選択された手段は権利保護保険契約(国王が定める条件および方式を遵守するもの)の保険料にかかる税金の免除という形での優遇税制の提案である。

この免税は租税公課法典の新条項第 176-2 条第 12 号に基づき実施される予定で、ここには「国王が閣議の審議を経た王令により定める条件を満たす権利保護保険契約」が今後は 9.25%の年税も免除されること、また「前記内容を適用する王令は、ベルギー官報への公示日から 12 ヶ月以内に法律により批准される。国王は保険会社による前記条件の遵守に対するチェック方式についても決定する」ことが明記されている。

この措置は、計画法と同時に 1 月初旬に発効予定である。

よって、この法律条項の施行措置も同時に発効することが重要であり、このため国務院に 5 日以内の答申を求める必要が生じる」

今回の諮問は、国務院に関する調整法第 84 条第 1 項第 1 段第 2 号(2003 年 4 月 2 日付法律に置き換えられたもの)をベースとしている。したがって立法部における検証は、前記調整

法第 84 条第 3 項に則り、法案の法的根拠、立法者の権限および予備手続きの完了に限定される。

以上 3 点に関し、本法案に対する指摘事項を以下のとおり申し述べる。

法的根拠

名称

名称に掲げるのは租税公課法典の第 175-1 条ではなく第 173 条とする。

条文

第 2 条

第 1 段について、国務院は、租税公課法典第 173 条に「ベルギーに所在するリスク」という概念の独立した定義が含まれるにも関わらず、「ベルギーに所在するリスク」の定義が保険会社の管理に関する 1975 年 7 月 9 日付法律第 2 条第 6 項第 8 号 a) を参照している理由について疑問を抱いた。

そもそも国王への報告にも記載されているように、本令案の目的は「あらゆる権利保護保険に求められる契約上の最低補償条件について定める権利保護保険契約のひな型」を示すものではなく、権利保護保険契約の適用により支払われる保険料から租税公課法典第 173 条に定める保険取引に係る税金を免除するにあたり必要な当該契約上の条件を定義することであり、法案起草者はこの点を見失ってはならない。

したがって、必要な契約上の条件のうち租税公課法典第 173 条の枠組みの中で課税対象となり得る保険取引と性質上無関係の諸要素または補償に関する条件については、理屈の上ではこれを定義すべきでないことになる。この指摘事項は本令案に定めるすべての条件に当てはまるものであり、かつこれらの条件は平等の原則という観点からその正当性が認められるものでなければならない(2)。

第 4 条

本令案第 4 条第 2 段によると、支払われた保険料が免税となるためには、オランダ、ドイツ、ルクセンブルク大公国およびフランスの裁判機関の管轄となる（または管轄となる可能性のある）係争を権利保護保険契約の補償対象としなければならない。

租税公課法典第 173 条に定める保険取引に係る税金が、同箇条に定める連結基準に則りベルギーに所在するリスクに関する保険取引のみに課税されることを考慮すると、免税を受けるためにオランダ、ドイツ、ルクセンブルク大公国およびフランスの裁判機関の管轄となる（または管轄となる可能性のある）係争も保険契約の補償対象としなければならない理由は何か、という疑問が生じる(3)。

いずれにしても国務院では、この条件がローマ条約により確立された欧州連合加盟国のすべての個人・法人の様々な自由に対する妨げとなり得るかどうか、与えられた期限内に確認

することができない。

国王への報告には、この疑問に対する回答を追加すべきである。

第5条

第3項第2段第1号の文言「係争の解決に努める」の曖昧さを排除すべきである。被保険者が斡旋または調停による係争の解決に努めたとみなされるためにとるべき行為を記載する方向で、条文を見直す必要がある。

第9条

租税公課法典第176-2条第12号に基づき国王に付与される権限は第三者に義務を課すことを国王に認めておらず、よって本箇条については削除すべきである。この意味での措置を採択するためには、本箇条に欠けている明確な法的根拠を要する。

註

- (1) 国会提出資料、下院第51-2773号、第II編「財政」第4章第4節第79条。
- (2) 例えば第7条に記載の免除を参照。
- (3) この点に関しては、本王令案第2条に関する指摘事項最終段を参照。

2007年1月15日 - 租税公課法典第173条に定める保険取引に係る年税免除を受けるために必要な権利保護保険の契約上の条件について定める王令

ベルギー国民の王アルベールII世、

現在と未来の全国民に安泰を。

租税公課法典、とりわけその第1762条第12号に鑑み、

2006年12月19、20日付財務査察官答申に鑑み、

2006年12月21日付ベルギー財務大臣の承認に鑑み、

本王令が、司法へのアクセスおよび権利保護保険契約に関する2007年度非公開予算会議の決定の法的基盤となる計画法(I)の1条項を施行するものである、という事実により理由づけられた緊急性、すなわち、

閣議では当初2006年6月2日に、国民の権利保護保険契約への加入を奨励し、もって司法へのアクセス容易化を目指す方針覚書が承認されたこと、

選択された手段は権利保護保険契約(国王が定める条件および方式を遵守するもの)の保険料にかかる税金の免除という形での優遇税制の提案であること、

この免税は租税公課法典の新条項第176-2条第12号に基づき実現される予定で、ここには国王が閣議の審議を経た王令により定める条件を満たす権利保護保険契約が今後は9.25%の年税も免除されること、また「前記内容を適用する王令は、ベルギー官報への公示日から12ヵ月以内に法律により批准される。国王は保険会社による前記条件の遵守に対するチェ

ック方式についても決定する」ことが明記されていること、この措置は、計画法と同時に1月初旬に発効予定であること、よって、この法律条項の施行措置も同時に発効することが重要であり、このため国務院に5日以内の答申を求める必要が生じることに鑑み、国務院に関する調整法第84条第1項第1段第2号の適用に基づく2007年1月9日付国務院答申第42.053/2号に鑑み、ベルギーの法務大臣、財務大臣、予算・消費保護大臣および経済大臣の提案、ならびに閣議における審議に参加したベルギーの各大臣の答申を受け、以下のとおり決定した（決定する）。

第I章 - 最低条件

第1条 本令は、租税公課法典第II巻第V編に定める保険取引に係る年税が、本令第8条に記載の金額を上限とする保険料から免除されるために必要な権利保護保険の契約上の条件について定める。

これらの条件はそのすべてを同時に満たす必要がある。

第2条 保険契約は、租税公課法典第173条に則り、ベルギーに所在するリスクをカバーしなければならない。

この保険への加入は、個人・集団の別を問わず認められる。

第3条

第1項 以下の者が被保険者とみなされる。

第1号 保険加入者およびその配偶者または同居人。ただし保険加入者はベルギー国内に主たる住居を有すること。

第2号 保険加入者と同一世帯に生活する者。ただし使用人およびその他あらゆる住込み従業員を除く。

第2項 健康上の事由、学業または仕事のために上記世帯を一時的に離れている被保険者にも補償は適用される。

第4条 ベルギーにおける国内外の裁判管轄に関する現行規則に則り、ベルギーの裁判機関の管轄となる（または管轄となる可能性のある）すべての係争を、採用された係争解決方法に関係なく補償の対象としなければならない。

またオランダ、ドイツ、ルクセンブルク大公国およびフランスの裁判機関の管轄となる（または管轄となる可能性のある）係争についても、これら各国における国内外の裁判管轄に関する現行規則に則り、同じ条件で補償の対象とする。ただし税法、行政法、個人・家族法お

よび相続・贈与・遺言関連法のいずれか（単数または複数）の分野に属する係争を除く。

第5条

第1項 保険者の補償限度額は、保険事故1件あたり5,000ユーロ以上とする。

なお離婚に関する係争または個人・家族法に基づく係争の場合、この限度額を被保険者1名および保険事故1件あたり750ユーロに抑えることができる。

ただし第7条第1項第1号および第2号に記載の係争については、12,500ユーロ以上とする。

第2項 この補償は少なくとも以下をカバーする。

第1号 弁護士、執行吏、および訴訟手続き適用法により求められる資格を有するその他あらゆる者の費用および謝礼金。

第2号 被保険者が負担した裁判費用および裁判外費用。

第3号 専門家、技術コンサルタント、斡旋人および仲裁人の費用および謝礼金。

第4号 執行費用

保険者による事務処理費用は、第1項に記載の補償限度額に含まれない。

第3項 契約には保険事故1件あたり最大250ユーロまでの免責金額（自己負担額）を設定することができる。

ただし以下の場合、免責額の支払いは必要ない。

第1号 司法的もしくは自発的な斡旋または調停による係争の解決を被保険者が了承した場合。

第2号 離婚の場合。

第6条

第1項 係争の規模に応じて補償を受ける権利が左右されるとの定めが契約書に記載されている場合、保険事故の規模が（金額に換算できる場合）500ユーロ以上となった場合に補償の支払義務が発生する旨明記しなければならない。

第7条第1項第1号に記載の係争の場合、この金額を250ユーロとする。

保険事故の規模とは、被保険者による主たる請求額または第三者からの要求額に相当し、ここには利息、弁護士費用または罰金は含まれない。

第2項 契約上、待機期間を設定することはできない。ただし係争が以下の分野に属する場合はこの限りでない。

第1号 離婚関連法

第2号 契約義務関連法

第3号 主たる住居関連法

第4号 個人・家族法

第5号 税法

第6号 行政法

第7号 相続・贈与・遺言関連法

この待機期間は、係争が離婚関連法の分野に属する場合には2年以内、上記その他の分野に属する係争の場合には1年以内としなければならない。

待機期間とは保険者の補償支払義務が発生しない期間（契約発効日から起算）を指す。

ある保険者のもとで特定の補償について待機期間が経過している場合、保険者または保険契約を変更しても類似の補償について被保険者はこの待機期間をそのまま維持できる。

第7条

第1項 補償は少なくとも以下をカバーしなければならない。

第1号 契約上または契約外の責任を根拠とする損害賠償請求訴訟。ただし被保険者が船舶、航空機、または自動車分野の強制責任保険に関する1989年11月21日付法律第1条の意味での自動車の所有者、賃借人、操縦者または保有者の資格で関与する係争を除く。

第2号 被保険者の刑事訴訟における防御。ただし重罪および軽罪化された重罪の訴訟を除く。なお契約書には、既判事項の確定力を有する過去の司法決定により確認される別の故意犯の有罪判決を被保険者が受けていた場合に、補償の支払義務が発生しない旨定めることができる。

第3号 被保険者が私生活民事責任保険に加入していない場合の、被保険者の民事的利益の防御。

第4号 税法分野に属する係争。

第5号 行政法分野に属する係争。

第6号 広い意味での契約義務関連法分野に属する係争。消費関連法を含むが、以下については除外する。

- a) 被保険者が船舶、航空機、または自動車分野の強制責任保険に関する1989年11月21日付法律第1条の意味での自動車の所有者、賃借人、操縦者または保有者の資格で関与する係争。
- b) 建築士の関与または管轄省庁の認可取得が法的に必要な場合における建物の建築、改築、改善、改装、修復および解体に関する係争。
- c) 不動産に関する係争（ただし保険加入者が主たる住居を定める不動産を除く）。
- d) 労働契約関連係争。

第7号 相続・贈与・遺言関連法分野に属する係争。

第8号 契約補償期間中に開始された最初の協議離婚手続き、および個人・家族法分野に属する係争における最初の家族間斡旋（養育、教育、主たる住居および従たる住居に関する権利または子供との個人的関係に関する権利に関連する補償期間中に発生した紛争を含む）。

第2項 以下については、関連分野を問わず補償の対象外とすることができる。

第1号 電離放射線の変化による直接的または間接的な影響に関する係争。

第2号 被保険者が積極的に参加した戦争、暴動またはテロの影響に関する係争。

第3号 同じ原因に基づく共通のトラブルの抑止、およびこれに由来する損害の賠償を求める、10名以上の集団が提起した集団訴訟。

第4号 第1項第8号を除く、夫婦、元夫婦、同居人および元同居人の間で生じた係争（養育、教育、主たる住居および従たる住居に関する権利または子供との個人的関係に関する権利に関連する紛争を含む）。

第5号 第1項第8号を除く被保険者間の係争であって、同じ権利保護保険契約に基づき、これら被保険者の一方が他方に対し、または保険加入者に対し行使し得る権利を有する場合。

第6号 被保険者がフリーランス労働者の資格で実施する職業活動に関する係争。

第8条 本王令に定める最低限の補償に対する保険料は144ユーロ以下としなければならない。

追加補償を設定する場合にも、第175-1条に記載の免税の対象額上限は144ユーロである。

第II章 - 評価

第9条 フランス語圏・ドイツ語圏弁護士会、フラマン語圏弁護士会および保険会社業界連合「Assuralia」は、これらのうちいずれかの主導により、またこれらが指定する専門同数機関を介して、毎年本王令の発効日に、国、保険会社および弁護士による本王令の適用状況に関する共同評価報告書を法務大臣、消費者保護大臣、経済大臣および財務大臣宛てに提出する。

この報告書には、国民の権利行使および司法へのアクセス改善に関する提案および提言を記載した独立項目、ならびに第8条第1段および第2段の適用により各々締結された契約の詳細（各種数値を含む）を盛り込むものとする。

第III章 - 条件の遵守に対するチェック方式

第10条 これら条件の遵守に対するチェックは、租税公課法典第II巻第V編「保険取引に係る年税」および租税公課法典執行王令第II巻第V編「保険取引に係る年税」に則り実施される。

第IV章 - 発効

第11条 本王令はベルギー王国官報への公示日に発効する。

第12条 ベルギーの法務大臣、財務大臣、予算・消費者保護大臣および経済大臣は、各自

がその担当分野における本王令の執行を担う。

2007年1月15日、ブリュッセルにて付与

アルベール

国王の名において：

法務大臣

L. ONKELINX

財務大臣

D. REYNDERS

予算・消費保護大臣

F. VAN DEN BOSSCHE

経済大臣

M. VERWILGHEN

書類番号：2019-04-22/15

タイトル

2019年4月22日 - 権利保護保険の利用促進のための法律

出典：司法

公布：2019年5月8日 番号： 第2019041139号 ページ：44098 PDF：

原版、併合版

施行：2019年9月1日

本法文は以下の法文を改正するものである：第2007009040号 第1927030201号 第1967101053号

法文

第1章 - 一般規定

第1条 本法律は、憲法第74条に定める事項を規定するものである。

第2章 - 税額控除を受けるため権利保護保険契約が満たすべき最低条件

第2条 本章は、保険料が、本法第5章により1992年度所得税法典に挿入された、権利保護保険料の税額控除に関する第2編第3章第1節第21款の規定の適用対象となるために権利保護保険契約が満たすべき累積的最低条件を定めるものである。

第3条 保険契約には個人として加入する。

第4条 第1項 次の者を被保険者とみなす。

1. ベルギーに常居所を有することを条件として保険契約者及びその同居配偶者又は同居パートナー。

2. 召使及びその他のあらゆる家事使用人を除く、保険加入者の世帯に居住し生活する全ての者、並びに雇用法上は、保険契約者が管理する当該契約者の世帯に居住し生活する全ての者。

第 2 項 上記世帯を一時的に離れている被保険者については、引き続き保証の対象とする。

第 5 条 本保証は、本法第 7 条に規定する通り、私生活及び職業生活において対象となる全ての紛争について適用される。

本保証には、ベルギーにおいて有効な国内又は国際的な裁判管轄権規則に基づいてベルギーの裁判管轄に属する又は属する可能性のある、全ての対象紛争が含まれる。

また、同保証では、当該国において有効な国内又は国際的な管轄権規則に基づいて、オランダ、ドイツ、ルクセンブルク大公国、及びフランスの裁判管轄に属する、又は属する可能性のある紛争についても、同様の条件で対象とされる。ただし、当該紛争が以下のいずれか一以上の事項に該当するものである場合は除く。租税法、行政法、人格・家族法、第 7 条第 1 項 6 に定める労働法、相続、贈与及び遺言法、不動産に関する紛争、並びに建設に関する紛争。

第 6 条 第 1 項 本契約では、紛争の争点は、司法、行政、又は仲裁手続に関連する費用及び弁護士報酬の負担につき保証を受ける権利に条件を設けることを規定することができる。

例えば、本契約では、第 8 条に規定された司法、行政、又は仲裁手続に関連する費用及び弁護士報酬の負担であって、金銭評価可能な紛争の争点が 1,000 ユーロ以下であるものについては、保証又は限定的な保証を行わないことを規定することができる。

上記の制限は、金銭評価が不可能な紛争には適用されない。

紛争の争点は、被保険者が元金で申し立てた金額、又は第三者が請求した金額であり、利息、弁護士費用、又は違約金は考慮されない。

第 2 項 不動産の建設、改築、改良、改装、修復、及び解体工事の適切な実施に関する契約上の紛争については、建築家の介入又は管轄当局の同意の取得が法的に必要とされる場合、待機期間は 5 年を超えてはならない。

離婚及び同居に関する紛争並びにそれを原因とする財産又は人に関する紛争については、待機期間は 3 年を超えてはならない。

以下に属する紛争については、待機期間は 1 年を超えてはならない。

1. 人格・家族法。第 2 号の適用を条件とする。
2. 契約上の義務法。第 1 号の適用を条件とする。

3. 現在又は将来の主たる住居に関する法。

4. 租税法。

5. 行政法。

6. 雇用契約又は国家公務員若しくは公務員の地位若しくはこれらに準ずる地位に関する紛争（自営業者の社会的地位に関する紛争を含む）。

7. 相続、贈与、及び遺言法。

第1号、第2号、及び第3号に該当しない紛争については、契約において待機期間を規定することはできない。

待機期間とは、契約の発効日に始まり、保険会社の保証の支払期限が到来しない期間を言う。保険に関する2014年4月4日付法律第69条及び以下の規定に基づき保険料の未払いにより契約が中断されている間は、待機期間は進行しない。

保険会社との間で既に経過している個人の保証及び類似の保証に関する待機期間は、被保険者が該当類型の訴訟補助紛争につき継続して保険対象となっていることを条件として、被保険者が保険会社又は保険契約を変更した場合に被保険者の利益とする。

第7条 第1項 保証は少なくとも以下を保障範囲とする。

1. 契約上又は契約外の責任に基づく損害賠償請求訴訟。

2. 被保険者の刑事弁護。ただし、重犯罪及び矯正犯罪を除く。重犯罪及び矯正犯罪に関しては、被保険者の無罪が確定し、既判の判決により無罪となり、又は時効の場合に限って保証が認められることを契約書に明記しなければならない。

3. 被保険者の民事賠償責任保険と利益が相反する場合の、被保険者の契約外の民事利益の防御。

4. 租税法に関する紛争。

5. 行政法に関する紛争。

6. 雇用契約又は国家公務員若しくは公務員の地位若しくはこれらに準ずる地位に関する紛争（自営業者の社会的地位に関する紛争を含む）。

7. 消費者法を含む広義の契約上の義務法に関する紛争。

8. 相続、贈与、遺言法に関する紛争。

9. 契約の保証期間中に開始された1度目の離婚、及びそれから生じる財産又

は人に関する全ての紛争。法定同居の終了は、離婚とみなす。

10. 人格・家族法に該当する紛争における1度目の家族調停。保証期間中に発生し得る、扶養、教育、主住居及び副住居居住権、又は子どもとの接触権に関する紛争を含む。

第2項 以下に該当する事項は、保証から除外される可能性がある。

1. 被保険者が、自動車強制損害賠償保険に関する1989年11月21日付法律第1条に定める意味での船舶、航空機又は自動車の所有者、賃借人、運転者、又は占有者として関与する紛争。

2. 電離放射線の改変の直接的又は間接的な影響に関する紛争。

3. 戦争行為の結果に関する紛争。

4. 被保険者が積極的に関与した、テロリズムによる損害に対する保険に関する2007年4月1日付法律に定める意味での暴動又はテロリズムの結果に関する紛争。

5. 故意の傷害、故殺、謀殺、暴行、乱闘、暴力行為、強制わいせつ、覗き見、人身売買、人種差別、外国人排斥、薬物、医薬品、又は麻薬の使用に起因する酩酊又はそれに類する状態、不正行為、詐欺、恐喝、名誉毀損、窃盗、密輸、器物損壊、禁止されている賭博への参加又は教唆、ハッキング、文書偽造、偽造、及び偽造文書行使、身分詐称、ハラスメント、強姦、並びに都市計画法違反の場合において、被保険者の長において重過失又は故意がある場合に生じた紛争。

6. 異議申立てのない、被保険者の単純な不払に起因する紛争。

7. 同一の発生要因に関する共通の公害の停止とそれに起因する損害の回復を目的とする、10人以上のグループによる集団訴訟。

8. 第1項第9号に定める場合を除き、同一の権利保護保険契約により被保険者同士又は保険契約者に対して主張すべき権利を有する、被保険者間の紛争。

9. 労働争議、破産手続、裁判上の再編、会社の廃業に関する紛争。

10. 第7条第1項第6号に定めるものを除く、職業活動に関する紛争。

11. 憲法裁判所又は超国家的なあらゆる裁判所の管轄に属する紛争。ただし、対象となる紛争に関連する先決問題に関する争いは除く。

12. 保険契約者が主たる住居と定めた、又は定めようとするもの以外の不動産に関する紛争。

13. 不動産の建設、改築、改良、改装、修復、解体工事に関する紛争であって、当該工事の実施についてクロスロード・データバンク (Banque Carrefour des

Entreprises) に登録されていない業者が当該工事を実施した場合。

14. 権利保護保険契約そのもの及びその履行に関する紛争。

15. 第三者の利益又は争点となっている権利の譲渡若しくは任意代位により被保険者に移転された利益の防御。

第 8 条 第 1 項 保証は少なくとも以下を保障範囲とする。

1. 弁護士費用及び報酬。

2. 執行吏費用及び報酬。

3. 被保険者が負担する裁判手続費用及び裁判外手続費用。

4. 専門家、技術顧問、調停人、仲裁人、及びその他の手続に適用される法律で必要とされる資格を有する者の費用及び報酬。

5. 執行費用。

第 2 項 弁護士費用及び報酬に関する保証は、国王が定める額を限度として保険会社が負担する。

第 3 項に定める保証限度額に達していない場合でも、国王が定める額に対する超過分は顧客の負担とする。

保険会社は、第 3 項に定める保証限度額を考慮して、国王が定める額に対する超過分を負担するオプションを用意する。

第 3 項 保険会社の保証限度額は、民事については 13,000 ユーロ以上、刑事については 13,500 ユーロ以上と定める。

ただし、第 1 段に掲げる限度額は以下の通り減額することができる。

1. 離婚に関する紛争の場合、被保険者 1 人当たり 3,375 ユーロまで。

2. 建築家の介入又は管轄当局の同意の取得が法的に必要とされる場合の、不動産の建設、改築、改良、改装、修復、及び解体工事の適切な実施に関する契約上の紛争、並びに雇用契約又は国家公務員若しくは公務員の地位若しくはこれらに準ずる地位に関する紛争については、6,750 ユーロまで。

第 4 項 第 1 項第 3 号に定める費用のうち、国が負担するものについては、第 3 項に定める保証限度額のうち、民事紛争については 500 ユーロ、刑事紛争については 1,000 ユーロを、第 1 項第 3 号に従って被保険者が負担する費用の払戻のために留保する。

第 5 項 保険会社による文書処理に関する内部費用は、第 3 項及び第 4 項に定める保証限度額には含まれない。

第 6 項 本契約では、災害 1 件あたり 250 ユーロを限度額とする免責額を規定することができる。

ただし、司法調停若しくは任意調停、又は和解により紛争を解決しようとすることに同意した場合は、免責額の支払を要しない。

第 9 条 保険証券には、本章の最低条件が適用されることを示す規定を記載する。

第 3 章 - 適用方法

第 10 条 保険契約において、本法第 2 章の最低条件が適用されることを明示的に定めている場合、保険契約が同条件を遵守していない場合又はそれに反している場合においても、同最低条件が適用される。

第 11 条 弁護士は、自身の報酬及び費用を、国王の定める扶助 1 件あたりの額とすることを約することができる。

弁護士は、国王が定める扶助 1 件あたりの額の遵守を約するか否か、及びそれによる影響につき、明確に顧客に告知する。また、同時に、顧客の権利保護保険会社にもそれを告知する。

第 4 章 - 裁判法典の改定

第 12 条 裁判法典第 446 条の 3 は、以下の文言による段により補足する。

「報酬に関する規定によって与えられる自由に従い、弁護士会及び裁判所は、同規定によって与えられた権限の行使において、第 2 行の法律扶助に関する立法又は権利保護保険に関する立法に基づき定められた基準を除去しなくてはならない。」

第 5 章 - 1992 年度所得税法典の改正

第 13 条 2018 年 3 月 26 日付法律により最終改正された 1992 年度所得税法典第 53 条は、以下の文言による第 27 号により補足する。

「第 27 号 第 145-49 条第 1 項に定める権利保護保険の保険料。」

第 6 章 権利保護保険の保険料に関する税額控除

第 14 条 1992 年度所得税法典第 2 編第 2 章第 1 節において、「第 21 款 - 権利保護保険の保険料に関する税額控除」と称する第 21 款が挿入されている。

第 15 条 本法第 12 条により挿入された、第 2 編第 3 章第 1 節第 21 款において、以下の文言による第 145-49 条を挿入する。

「第 145-49 条第 1 項 2014 年 4 月 4 日付法律第 154 条に定める意味での権利保護保険契約について納税者が課税期間中に実際に支払った保険料であって、納税者が欧州経済領域内で設立された保険会社において個人的に加入し、権利保護保険の利用促進のための 2019 年 4 月 22 日付法律第 2 章に定める諸条件を全て満たすものについて、税額控除が認められる。

第 1 段に定める支払は、課税期間ごとに上限を 195 ユーロとする場合に限り考慮される。

税額控除額は、考慮される額の 40 パーセント相当額とする。

第 2 項 当該契約が権利保護保険の利用促進のための 2019 年 4 月 22 日付法律第 2 章に定める諸条件を全て満たすことを確認する、保険会社が発行する年次証明書に基づき、税額控除が認められる。

国王は、第 1 段に定める証明書の形式及び内容、並びに発行期限を定める。

第 16 条 同法典の 2018 年 3 月 26 日付法律により最終改正版第 171 条第 5 項及び第 6 項の第 1 文において、「145-48 及び 154-2」の語はその都度「145-48、145-49 及び 154-2」で代替する。

第 17 条 2014 年 12 月 19 日付計画法により挿入され、2018 年 3 月 11 日付法律により改正された同法典第 178 条第 3 項第 2 号において、「145-48」という数字と「147」という数字の間に「145-49」という数字を挿入する。

第 18 条 2014 年 5 月 8 日付法律により挿入され、2018 年 3 月 26 日付法律により最終改正された、同法典第 178/1 条第 1 項第 1 号において、「145-48 及び 154-2」の語は「145-48、145-49 及び 154-2」で代替する。

第 19 条 2016 年 12 月 18 日付法律で挿入された同法典第 323/1 条第 1 項は、以下の文言による第 3 段で補足する。

「保険会社は、第 145-49 条に定める税額控除を受けるために証明書を発行する場合、毎年、権利保護保険契約に関するデータを行政に伝達しなければならない。」

第 20 条 本法施行日に有効な個人加入の権利保護保険契約であって、改正後必要がある場合には本法第 2 章に定める諸条件を全て満たすものは、1992 年度所得税法典第 145-49 条に定める税額控除につき考慮される。

第 7 章 - 条件遵守の監督方法

第 21 条 1992 年度所得税法典第 7 編第 3 章の規定は、調査及び監督の手段に関し、本法第 2 章の規定とともに、同法典第 145-49 条第 2 項に定める証明書が発行される契約の適合性に関する監督に適用する。

国王は、第 1 段に定める監督を担当する機関を指定する。

1992 年度所得税法典第 145-49 条第 2 項に定める証明書の不正発行は、同法典の規定違反を構成するものとみなす。

第 22 条 第 1 項 第 20 条に定める監督に際し、第 9 条に定める規定を含む保険契約が本法第 2 章の条件の全ての規定を満たしていないことが明らかとなった場合、前記法典第 145-49 条第 2 項に定める証明書が発行された保険料について 1992 年度所得税法典第 145-49 条に定める税額控除を認めることを妨げない。

第 2 項 保険会社は、1992 年度所得税法典第 145-49 条第 2 項に定める証明書の不正発行によって生じた金銭的損害を国に補償する義務を有する。

第 1 段に定める損害賠償は、不正発行された各証明書に記載の保険料額を定額として評価し、場合に応じてその都度、1992 年度所得税法典第 145-49 条第 1 項第 2 号に掲げる額と同法第 145-49 条第 1 項第 3 号に掲げる割合を乗じた額を限度とする。上記の通り決定された額には、場合に応じて、当該証明書の発行年の翌年 9 月 1 日から、1992 年度所得税法典の適用における固定利率で計算される遅延利息を加算する。

本項に定める補償金は、所得税の適用における職業上の経費として損金算入できない。

第 8 章 - 評価

第 23 条 フランス語圏及びドイツ語圏弁護士会、フラムス弁護士会、保険会社職業組合「アシュラリア (Assuralia)」は、2021 年の本法施行日の応答日を初回として 2 年ごとに、そのいずれかの主導で、上記の者がその目的で指定する同数代表の機関を通じて、本法施行日の応答日に、法務大臣、消費者保護大臣、経済大臣、財務大臣に対し、国、保険会社、及び弁護士による本法の適用に関する共同評価報告書を提出する。

本報告書には、国民にとって法と司法を利用しやすくするための提案及び示唆を表明する具体的な点、本法を適用して締結済契約及び補完的保証を提供する締結済契約の詳細及び概数のほか、弁護士が第 11 条第 1 段に定める権限を利用したケースの概数を記載する。

第 9 章 - 廃止規定

第 24 条 2006 年 12 月 27 日付計画法により挿入された、租税法典第 176-2 条 12 項は廃止する。

第 25 条 租税法典第 173 条に定める保険業務に対する年税額免除のために権利保護保険契約が満たすべき条件を定めた 2007 年 1 月 15 日付政令は、廃止する。

第 10 章 - 施行

第 26 条 本法は、ベルギー官報への掲載日から 4 ヶ月目の月の 1 日に施行する。

第 13 条～第 18 条は、本法の施行日以降に支払われた保険料に対する 2020 年分の課税年度から適用する。

第 19 条は、1992 年度所得税法典第 145-49 条に定める税額控除を受けることを目的として、2020 年分の課税年度以降の支払に関して発行される証明書に適用する。

第 24 条及び第 25 条は、本法の施行日以降に支払われた保険料に適用される。